

# 総務委員会資料

## 平成30年第4回定例会提出予定議案の説明

### 議案第157号

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案概要

資料2 新旧対照表

平成30年11月21日

総務企画局

## 議案第 157号 川崎市個人情報保護条例の一部を改正する 条例の制定について

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の定義を明確化すること、要配慮個人情報の保有を制限すること等のため改正するもの

1 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正（平成28年法律第51号）

2 改正の主な内容

上記1の趣旨を踏まえ、個人の権利利益の保護に資するため、次のとおり改正するもの

(1) 個人情報の定義に個人識別符号が含まれることとするもの

※ 個人識別符号とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号又は個人に提供される役務の利用に関しその利用者ごとに割り当てられた符号等であって、特定の個人を識別できるものをいう。

(2) 要配慮個人情報の定義を定めるもの

※ 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれる個人情報をいう。

(3) 実施機関は、法令の定めがあるとき又は実施機関が川崎市情報公開運営審議会の意見を聴いて認めたときを除き、要配慮個人情報を保有してはならないこととするもの

3 施行期日等

(1) 平成31年4月1日から施行

(2) 附則において、川崎市情報公開条例の一部改正

川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）   | 川崎市個人情報保護条例（改正前）  |
|--|---|
| <p>○川崎市個人情報保護条例<br/>昭和60年6月29日条例第26号<br/>(定義)</p>  | <p>○川崎市個人情報保護条例<br/>昭和60年6月29日条例第26号<br/>(定義)</p>   |
| <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p>   | <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの</u></p> |
| <p><u>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> | <p><u>（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(新設)</p>   |
| <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>(3) 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則（市長の定める規則をいう。以下同じ。）で定めるものをいう。</p>  | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>   |
| <p>ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別す</p>   |   |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）  | 川崎市個人情報保護条例（改正前）   |
|---|--|
| <p><u>ることができるもの</u></p> <p><u>イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p> <p><u>(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</u></p> <p><u>(6) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。</u></p> <p><u>(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(8) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> | <p>(新設)</p> <p><u>(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。</u></p> <p><u>(4) 保有特定個人情報 保有個人情報であって、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいい、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含むものをいう。</u></p> <p><u>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(6) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</u></p> |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）  | 川崎市個人情報保護条例（改正前）  |
|---|---|
| <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>                                       | <p>ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの</p>   |
| <p><u>(9)</u> 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>第2章 個人情報の保有等の制限<br/>(保有の一般的制限)</p>   | <p><u>(7)</u> 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>第2章 個人情報の保有等の制限<br/>(保有の一般的制限)</p>   |
| <p>第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>   | <p>第7条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その所掌する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。</p>   |
| <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 実施機関は、<u>要配慮個人情報を保有してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</u></p>  | <p>2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 実施機関は、<u>法令の定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、個人の思想、信条、宗教その他個人の人格的利益を守るため市長が情報公開条例第33条に規定する</u></p>                              |
| <p><u>(1) 法令の定めがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 実施機関が情報公開条例第33条に規定する川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて正当な行政執行に関連しその</u></p>   | <p><u>川崎市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて認めた事項に関する個人情報の保有をしてはならない。</u></p>   |
| <p><u>権限の範囲内において行われると認めるとき。</u></p> <p>4 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。<br/>(個人情報ファイル等の届出等)</p>   | <p>4 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。<br/>(個人情報ファイル等の届出等)</p>   |
| <p>第8条 実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが<u>第2条第8号ア</u>に該当するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> | <p>第8条 実施機関は、個人情報ファイル（保有する期間が短期であるものその他の規則（<u>市長の定める規則をいう。以下同じ。</u>）で定めるものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、当該個人情報ファイルが<u>第2条第6号ア</u>に該当するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。</p> |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）  | 川崎市個人情報保護条例（改正前）  |
|---|---|
| <p>(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的</p> <p>(3) 個人情報ファイルの対象者</p> <p>(4) 個人情報ファイルの内容</p> <p>(5) 前号に規定する個人情報ファイルの内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p>   | <p>(1) 個人情報ファイル及び当該個人情報ファイルに係る業務の名称</p> <p>(2) 個人情報ファイルの利用目的及び当該個人情報ファイルに係る業務の目的</p> <p>(3) 個人情報ファイルの対象者</p> <p>(4) 個人情報ファイルの内容</p> <p>(新設)</p>   |
| <p>(6) 個人情報ファイルの管理責任者</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p>  | <p>(5) 個人情報ファイルの管理責任者</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p>  |
| <p>2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、<u>第2条第8号イ</u>に該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</p>   | <p>2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報ファイルを廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。この場合において、<u>第2条第6号イ</u>に該当する個人情報ファイルを同号アに該当する個人情報ファイルに変更するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</p>                     |
| <p>3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務（第1項の規定による届出に係る業務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 業務の名称</p> <p>(2) 業務の目的</p> <p>(3) 保有個人情報の対象者</p> <p>(4) 保有個人情報の内容</p> <p>(5) 前号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> | <p>3 実施機関は、保有個人情報の保有に係る業務（第1項の規定による届出に係る業務を除く。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 業務の名称</p> <p>(2) 業務の目的</p> <p>(3) 保有個人情報の対象者</p> <p>(4) 保有個人情報の内容</p> <p>(新設)</p> |
| <p>(6) 保有個人情報の管理責任者</p> <p>(7) その他規則で定める事項</p>  | <p>(5) 保有個人情報の管理責任者</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p>  |
| <p>4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出な</p>  | <p>4 実施機関は、前項の規定による届出に係る業務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめその旨を規則で定めるところにより、市長に届け出な</p>  |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）  | 川崎市個人情報保護条例（改正前）  |
|---|---|
| <p>なければならない。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。</p> <p>6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。</p> <p>7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第17条 実施機関は、前条第1項及び第4項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（1） 開示請求に係る本人（前条第4項の規定による開示請求にあつては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。）の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの</p> <p>（2） 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの</p> <p>（3） 本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの</p> | <p>なければならない。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ないときは、個人情報ファイルが保有され、廃止され、若しくは変更され、又は第3項に規定する業務が開始され、廃止され、若しくは変更された日以後において前各項の届出をすることができる。</p> <p>6 市長は、前各項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに審議会に報告しなければならない。</p> <p>7 市長は、第1項から第5項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</p> <p>（保有個人情報の開示義務）</p> <p>第17条 実施機関は、前条第1項及び第4項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>（1） 開示請求に係る本人（前条第4項の規定による開示請求にあつては、開示請求者を含む。以下「本人等」という。）の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であつて、開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの</p> <p>（2） 未成年者の法定代理人により開示請求がなされた情報であつて、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められるもの</p> <p>（3） 本人等以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人等以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人等以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人等以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除</p> |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）   | 川崎市個人情報保護条例（改正前）  |
|--|---|
| <p>るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに指定出資法人（情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>エ 当該個人が指定管理者（情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。）である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分</p> <p>（4） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業</p> | <p>く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに指定出資法人（情報公開条例第8条第1号ウに規定する指定出資法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>エ 当該個人が指定管理者（情報公開条例第8条第1号エに規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する者（当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下「指定管理業務従事者」という。）である場合において、当該情報がその指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分</p> <p>（4） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報（指定管理者に関する情報にあっては、指定管理業</p> |



| 川崎市個人情報保護条例（改正後）   | 川崎市個人情報保護条例（改正前）   |
|--|--|
| <p>務に係るものを除く。）又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管</p> | <p>務に係るものを除く。）又は本人等以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者に関する情報にあつては、指定管理業務に係るものに限る。）であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管</p> |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）  | 川崎市個人情報保護条例（改正前）  |
|---|---|
| <p>理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p> <p>(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと認められる情報</p> <p>(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報</p> <p>(部分開示)</p> | <p>理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(7) 開示することにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報</p> <p>(8) 法令の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないと認められる情報</p> <p>(9) その他公益上必要があると実施機関が審議会の意見を聴いて認めた情報</p> <p>(部分開示)</p> |
| <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（本人等以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の本人等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、本人等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>  | <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（本人等以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の本人等以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、本人等以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>  |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）   | 川崎市個人情報保護条例（改正前）   |
|--|--|
| <p>（決定後の手続等）</p> <p>第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第8号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p> | <p>（決定後の手続等）</p> <p>第30条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録（<u>電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。</u>）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の定める方法により行うものとする。</p> <p>第8章 罰則</p> <p>第45条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務等に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第6号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> |
| <p>（経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正後の条例（以下「新条例」という。）第2条第1号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）が保有している同条第8号に規定する個人情報ファイルであって、新条例第8条第1項第4号に規定する個人情報ファイルの内容に新条例第2条第4号に規定する要配慮個人情報（以下「要配慮個人情報」という。）を含むものについては、新条例第8条第1項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ、次に」とあるのは「川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例 号）の施行後遅滞なく、次に」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>3 この条例の施行の際現に実施機関が行っている新条例第2条第5号に規</p>  |  |

| 川崎市個人情報保護条例（改正後）  | 川崎市個人情報保護条例（改正前） |
|---|------------------|
| <p>定する保有個人情報の保有に係る業務（新条例第8条第1項の規定による届出に係る業務を除く。）であって、新条例第8条第3項第4号に規定する保有個人情報の内容に要配慮個人情報を含むものについては、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「について、川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年川崎市条例 号）の施行後遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p><u>（川崎市情報公開条例の一部改正）</u></p> <p>4 川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第26条第1項中「第2条第3号」を「第2条第5号」に改める。</u></p> |                  |